

# 社会福祉法人新和会役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

## （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第45条の35第2項の規定に基づき、社会福祉法人新和会の理事及び監事(以下「役員」という。)並びに評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

## （報酬等）

第2条 役員等に対しては、職務遂行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 評議員 無報酬
- (2) 常勤の理事 無報酬
- (3) 非常勤の役員 無報酬
- (4) 評議員選任・解任委員 無報酬

## （費用弁償）

第3条 役員及び評議員に対し、別表に定めるところにより費用弁償として実費相当分を支給する。

## （重複支給の禁止）

第4条 施設長が役員を兼ねるときは、前条に定める費用弁償は支給しない。

## （公表）

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

## （規程の改廃）

第6条 この規程を改正又は廃止しようとするときは、評議員会の議決を経なければならない。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和7年11月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	業務内容	支給額(日額)
役員	理事会に出席したとき	上限:3,000円
	理事会以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたつたとき	上限:3,000円
評議員	評議員会に出席したとき	上限:3,000円
	評議員会以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたつたとき	上限:3,000円